



介護給付費等の 過誤調整マニュアル

2025 年 2 月 5 日

藤沢市 福祉部 介護保険課



< 目次 >

1	過誤調整とは	2
2	過誤調整が必要となる事例	2
3	過誤調整の種類	3
4	過誤調整による支払額の例	4
5	届出方法等	6
6	提出期限等	6
7	よくある質問	7

1 過誤調整とは

過誤調整とは、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）で審査決定・支払いが行われた介護給付費明細書の請求内容に誤りがあった場合に、誤りのあった請求を取り下げる処理のことです。

事業者は、保険者（藤沢市）に『過誤申立書』を提出し、誤りのあった介護給付費明細書の取下げ（介護給付費の返還）を行った上で、正しい内容での請求（再請求）を行います。

過誤申立ては、請求明細書単位で行うため、「加算のみ」「日数のみ」など一部だけの取下げはできません。

【注意事項】

- ① 藤沢市の被保険者であること。
 - ※ 他市町村の被保険者の場合は、各保険者に届出してください。
 - ※ 40～64歳の方で、医療保険未加入の方（みなし2号※「H番号」の方）は、介護保険課では受給者台帳の管理を行っていないため、生活保護担当課（介護券を発行している福祉事務所）に確認してください。
- ② 国保連で審査決定済（支払済）であること。
 - ※ 「返戻」「保留」となっているものは過誤調整を行う必要はありませんので、正しい内容に修正の上、再請求をしてください。

2 過誤調整が必要となる事例

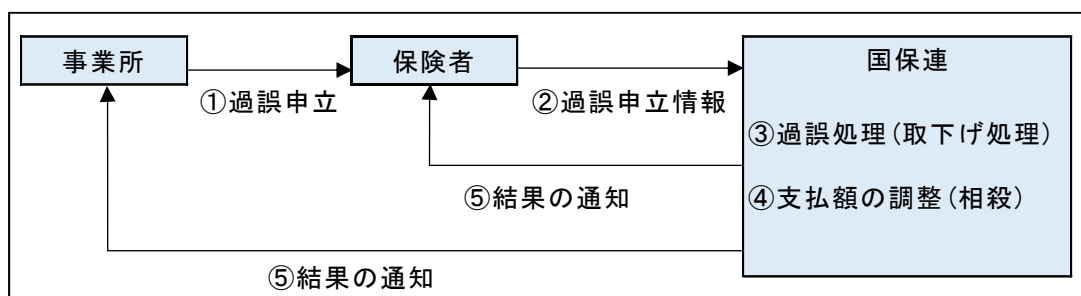
- 加算を算定できるのに、加算の請求を行わなかった場合
- 公費（生活保護等）の受給者であるのに、公費の請求を行わなかった場合
- 医療機関に入院中の期間であるのに、福祉用具貸与の請求を行ってしまった場合
- キャンセルとなった日について、予定どおりの実績があったとして請求をしてしまった場合
- 負担限度額認定証の提示があったのに、特定入所者介護サービス費の請求を行わなかった場合
- 県や保険者（市町村）が行う監査・運営指導等により返還が生じた場合
- 利用者本人が所得更正を行ったことに伴い、利用者負担割合が遡って変更となり、差額の調整が発生した場合

3 過誤調整の種類

過誤調整には、「通常過誤」と「同月過誤」があります。再請求の時期によって過誤調整の方法が変わりますので、事業所の判断で行ってください。

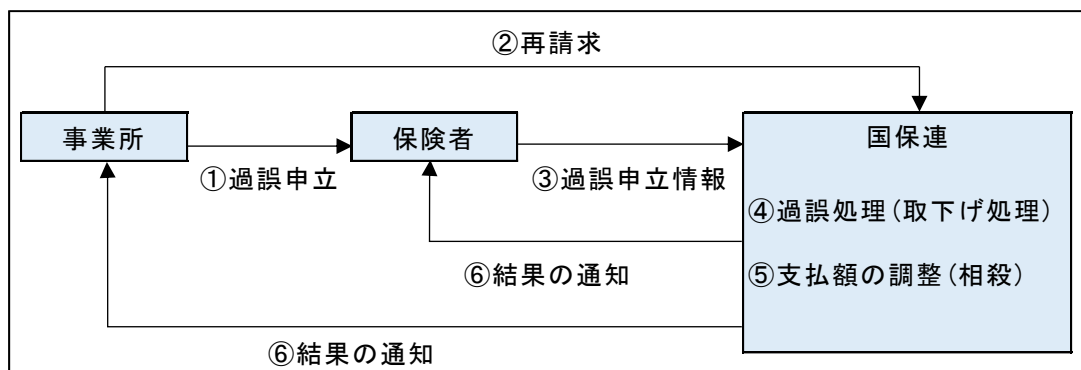
(1) 通常過誤

- ◆ 介護給付費明細書の取下げのみを行う方法です。
- ◆ 再請求がある場合は取下げが確定した後（翌月以降）に、国保連に再請求を行います。
- ◆ 事業所への支払確定額は、『その月の介護給付審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額』になります。
- ◆ 過誤調整により相殺する額（取下げに伴う返還額）が、その月の介護給付審査決定額を上回った場合、国保連から給付費の支払いは行われません。この場合、国保連から納付書が事業所に送付されますので、期日までに支払いをすることとなります。



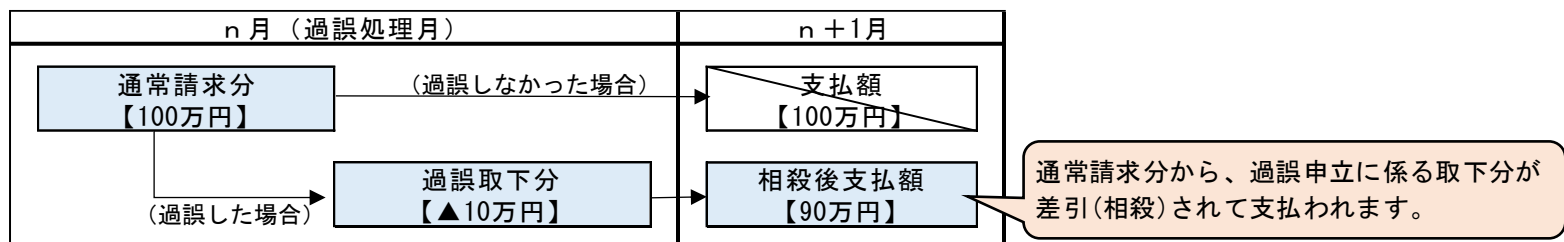
(2) 同月過誤

- ◆ 介護給付費明細書の取下げと再請求を同一の審査月で行う方法です。
- ◆ 事業所への支払確定額は、『その月の請求額（再請求分を含む）から、過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額』になります。

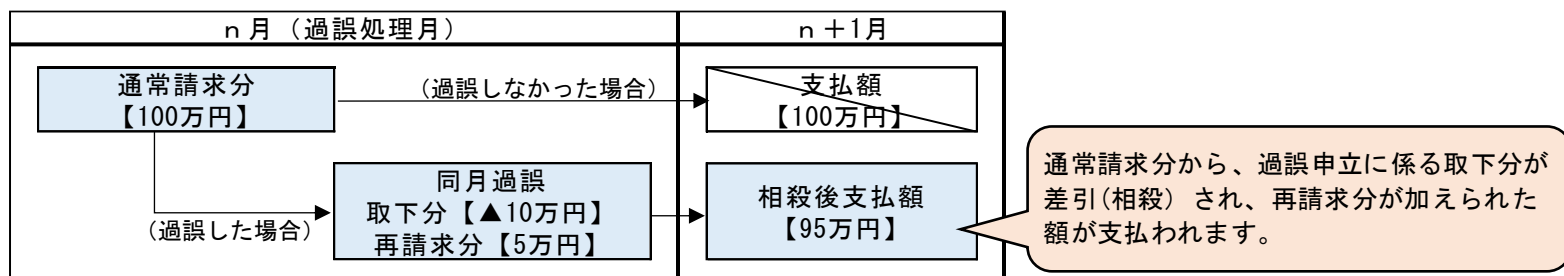


4 過誤調整による支払額の例

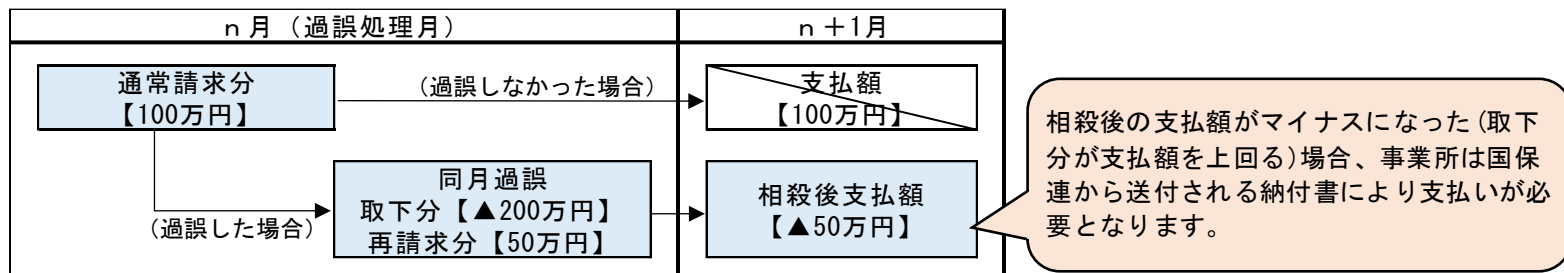
(1) 請求の取下げのみを行う場合



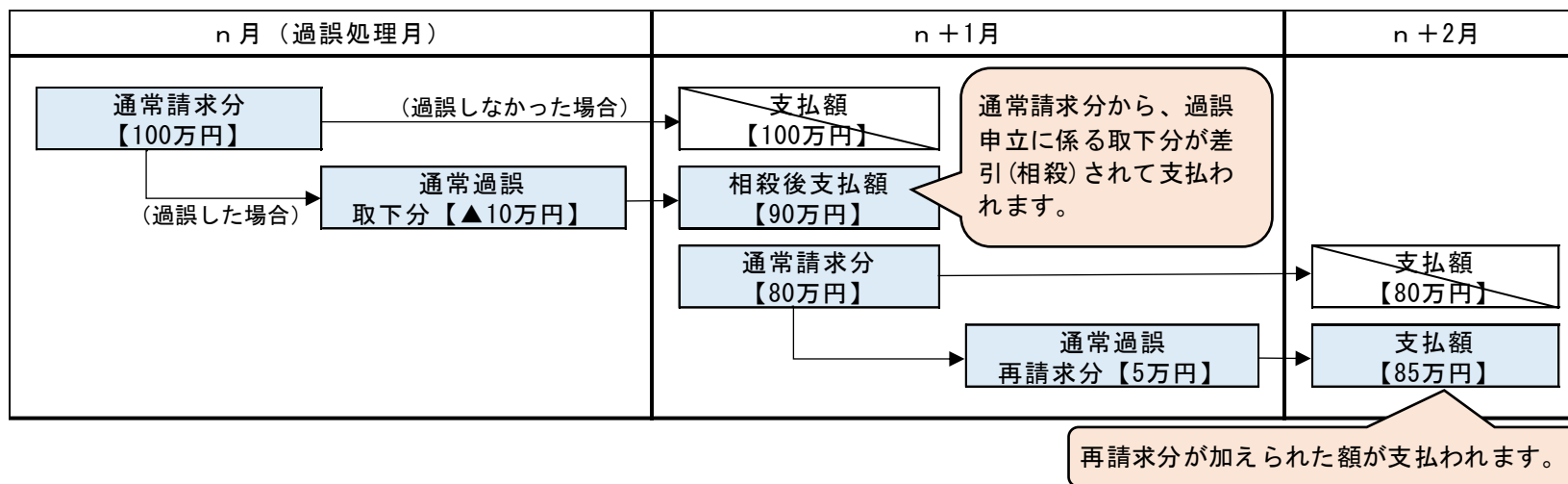
(2) 同月過誤を行う場合①



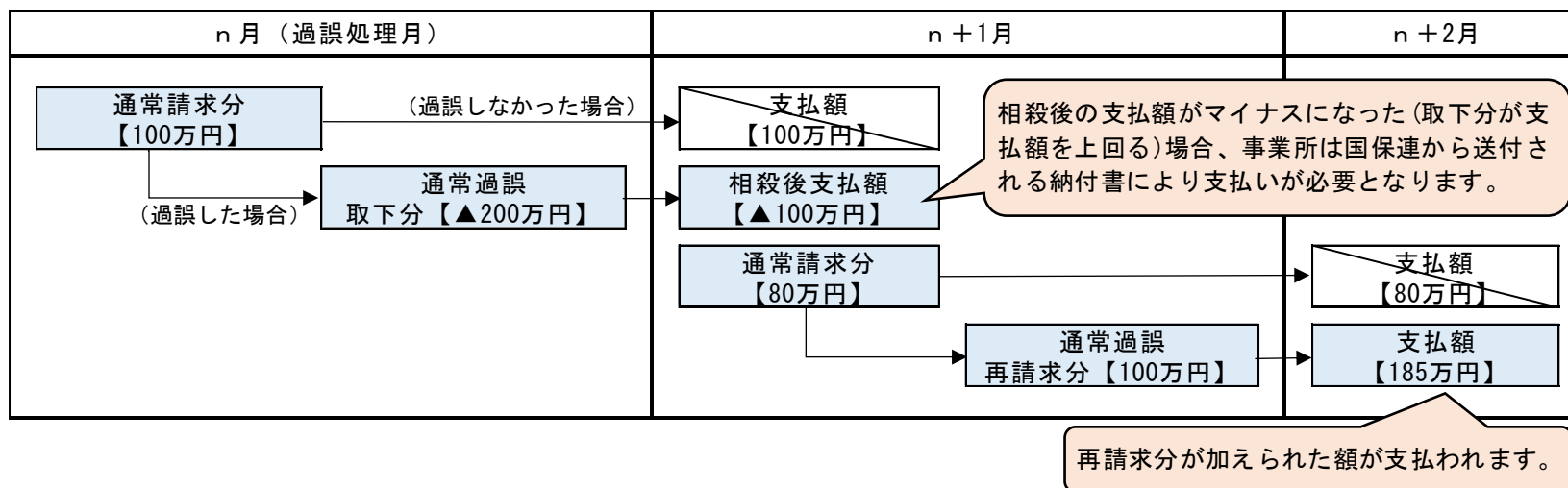
(3) 同月過誤を行う場合②



(4) 通常過誤を行う場合①



(5) 通常過誤を行う場合②



5 届出方法等

国保連で審査決定・支払いが行われた翌月以降に、藤沢市に「過誤申立書」を電子申請にて届出してください。

【注意事項】

- ① 届出方法は原則電子申請のみとなっております。窓口、電子メール等による届出はできません。
- ② 総合事業（介護予防ケアマネジメント）は、高齢者支援課に届出してください。

※ 電子申請による届出方法は次のWebサイトをご覧ください。

（１）介護給付費

URL： https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90489



（２）総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）

URL： https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90490



6 提出期限等

- ◆ 過誤申立書の提出期限以降に提出された届出は、翌月分として取り扱います。
- ◆ 同月過誤とする場合は、国保連の請求期限までに必ず再請求を行ってください。
（同月過誤期限までに再請求が行われなかった場合、通常過誤の取扱いとなります。）
- ◆ 同月過誤とするか通常過誤とするかは、事業所において判断してください。

※ 過誤申立スケジュールは次のWebサイトをご覧ください。

URL： <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigoj/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/kagochose.html>



7 よくある質問

番号	質問	回答
1	国保連に請求した同月に過誤申立てをすることができますか。	国保連の審査決定がされていない場合、過誤申立てはできません。
2	10月にサービス提供し、11月に請求（11月10日までに国保連に請求）を行った介護給付費の過誤申立書は、いつ提出すればいいですか。	請求に返戻等がなく、通常に審査・支払いが行われた場合、12月以降に過誤処理が可能です。提出期限までに藤沢市に過誤申立書の提出があれば、同月過誤の場合、12月審査分として国保連に再請求することができます。 【例】 10月 サービス利用 11月 国保連に請求／審査決定 12月 期限までに藤沢市に過誤申立書提出 同月過誤の場合 12月10日までに国保連に再請求
3	加算分の請求を忘れた場合、どうすればいいですか。	加算分のみの追加請求はできませんので、保険者市町村に過誤申立てを行い、当該請求明細書をいったん取下げた後に、再度正しい内容で国保連に再請求してください。
4	生活保護受給者の過誤申立書はどこに提出すればいいですか。	介護保険の被保険者の場合は、保険者市町村に提出してください。 40～64歳の方で、医療保険未加入の方（みなし2号※「H番号」の方）は、介護保険課では受給者台帳の管理を行っていないため、生活保護担当課（介護券を発行している福祉事務所）に確認してください。
5	生活保護受給者に係る利用者負担1割分の公費請求を行わずに審査決定・支払いが行われた場合、どのようにすればいいですか。	公費分のみを追加で請求することはできないため、保険者市町村に過誤申立てを行い、当該請求明細書をいったん取下げた後に、再度正しい内容で国保連に再請求してください。
6	給付管理票に誤りがあった場合、過誤調整を行う必要がありますか。	給付管理票の過誤調整はありません。 提出済みの給付管理票の訂正をする場合は、作成区分を「修正」にして国保連に提

		出してください。 給付管理票を取下げの場合は、作成区分を「取消」にして国保連に提出してください。
7	請求明細書と給付管理票の両方を誤って請求した場合、どのようにすればいいですか。	請求明細書の取下げと給付管理票の修正を同時に行うことはできません。 まず、サービス事業所が過誤申立を行い、請求明細書の取下げを行ってください。 過誤処理終了後（過誤処理月の翌月）、居宅介護支援事業所等から給付管理票の修正を国保連に提出すると同時に、サービス事業所から正しい内容の請求明細書による再請求を行ってください。
8	住所地特例対象者で、住所は藤沢市、保険者が他市町村の場合、過誤申立書はどこに提出すればいいですか。	過誤申立書は、保険者市町村に提出してください。 なお、保険者によって過誤申立の取扱いが異なりますので、手続き方法等は保険者市町村に問い合わせてください。
9	過誤処理が完了したことは、どのように分かりますか。	国保連から送付される「介護給付費過誤決定通知書」により確認できます。
10	過誤申立書を提出した後の再請求は、いつ行えばいいですか。	「同月過誤」と「通常過誤」で再請求の時期が異なります。どちらとするかは、事業所において判断してください。 【同月過誤の場合】 国保連合会で過誤処理を行う同月に再請求を行ってください。同月に再請求がなかった場合は、過誤処理のみ行うこととなります（通常過誤として処理されます。）。また、再請求分が審査においてエラー返戻となる場合には、差額調整が行われません（通常過誤として処理されます。）。 【通常過誤の場合】 国保連合会で過誤処理を行った翌月に再請求を行ってください。
11	過誤申立てを行った場合、利用者負担額の調整も必要ですか。	利用者負担額（1～3 割相当額）についても調整が必要です。利用者負担額が変わった場合、高額介護サービス等にも影響が生

		じる場合がありますので、利用者に事前に説明を行ってください。
12	過誤申立てができる期限（時効）は決まっていますか。	① 事業所の請求等の消滅時効 介護保険法第 200 条第 1 項の規定により、保険給付を受ける権利は 2 年を経過した後、時効により消滅することとされています。 サービス事業者が代理受領により介護報酬を受け取る権利についても同様に 2 年で消滅します。 介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年を経過した後、時効により消滅します。 ＜時効の起算日＞ サービスを提供した日の属する月の翌々々月の 1 日 ② 過払いの場合の返還請求の消滅時効 過払い（不正請求を除く）の場合の返還請求は、公法上の債権であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年 ＜時効の起算日＞ 事業者が報酬を受け取った日（国保連から報酬が支払われた日）の翌日